

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ● ● ● ● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

第10準備書面

(平穩生活権侵害について)

2019年7月24日

仙台地方裁判所 第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

第1 仙台PSの稼働により原告らの平穩生活権の毀損が認められること

1 原告ら第2準備書面の第2, 2第2, 2で述べたとおり、仙台PS原告らは、原告らの主張する他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されないう日常生活を送る利益、いわば平穩な生活を送る利益・権利(以下、「平穩生活権」という。)とはを有しており、仙台PSの稼働は、原告らの将来の身体・生命に対する具体的な危険をも生じさせるものである。

したがって、このような原告らの平穩生活権は、単なる主観的で精神的な不安のレベルではなく、身体・生命に直結する人格権の一内容としての平穩生活権に基づき、将来、確実に発生する上記侵害行為を予防するため、侵害行為の差止めを請求する権利を有する包含する。

2 次に、原告らに具体的にどの程度リスクが生じれば、原告らの平穩生活権が毀損されたといえるのかが問題となるが、この点については、原告らの肺がん、脳卒中、心疾患、呼吸器系疾患等の疾病の発病リスクが上昇すれば平穩生活権の毀損が認められるというべきである。

原告第2準備書面第2, 3, (2), イで述べたとおり、仙台PSの稼働により、原告らを含む周辺住民において、心肺疾患、虚血性心疾患、肺がん等(以下「各疾病」という。)の疾患による死亡率や低体重出生児の発生率が有意に上昇する結果を生じさせる数値、具体的には、疫学的知見によって、相対危険(曝露がなく発症もしていない者が、曝露されれば非特異性

疾患を発症するであろう確率)の値が少なくとも1を超えれば、原告らの平穩生活権が毀損されているというべきである。

すなわち、各疾病の相対危険の値が1を超えるということは、追加死亡者が発生することを意味し、いわば、原告らは「誰に向かって銃弾が発射されるかわからないが、毎年、何発かは確実に発射されるロシアン・ルーレットへの参加を強制されながら日々の生活を送る」ことになる。

したがって、仙台P Sの稼働により各疾病の相対危険の値が1を超える場合、各原告の平穩生活権が毀損されたと評価することができる。

- 3 原告第●準備書面で述べたとおり、甲A第11号証及び甲A第230●号証によれば、仙台P Sの稼働により、肺がん、心疾患、脳卒中、呼吸器疾患等の各疾病による早期死亡者が年間9.2名発生すると推定されることが明らかとなったのであるから、このことから当然に原告らの各疾病の発病リスクが上昇することも明らかになったものといえる。各疾病の相対危険の値が1を超えることが明らかとなったのであるから、したがって、仙台P Sの稼働により、原告らの平穩生活権の毀損が認められる。

第2 仙台P Sの稼働には違法性が認められること

- 1 原告ら第2準備書面の第2、3、(1)で述べたとおり、仙台P Sの稼働が原告らの受忍限度を超えて違法性を帯びる場合とは、①実質的被害を前提としつつ、②加害者の利用方法の地域性への適合の有無、③加害者の被害防止対策の程度、④加害行為の公共性の有無・程度、⑤環境影響評価や住民への説明等の手続の内容、⑥法規違反の有無、⑦その他の事情、について総合的に考慮して、原告らが被ると予測される被害が、社会生活を営む上において一般人なら受忍すべきものと考えられる程度を超えると判断される場合である。
- 2 これを本件に則してみると、上記第1で述べたとおり、本件で原告らが主張する平穩生活権の侵害は、原告らの将来の身体・生命に対する具体的な危険をも生じさせるものであり、仙台P Sの稼働によって原告らの各疾病による早期死亡者数は年間9.2名の相対危険は●となるのであるから、原告らの被る不利益は重大であって、原則として仙台P Sの稼働は違法性を帯びるというべきである。

もっとも、仙台P Sの稼働が高度の公共性を有する等の特段の事情(上記②～⑦の事情)から、原告らの受ける上記不利益が受忍限度の範囲内であると認められる場合に限り、その違法性が阻却されると考えるべきである。

- 3 この点、原告ら第2準備書面16頁以下で述べたとおり、②加害者の

利用方法の地域性への適合の有無、③加害者の被害防止対策の程度、④加害行為の公共性の有無・程度、⑤環境影響評価や住民への説明等の手続の内容、⑥法規違反の有無、⑦その他の事情、いずれの事情についても、原告らが被る重大な不利益を正当化させるに足りるものではなく、社会通念上、仙台P Sの稼働は原告らの受忍すべき限度の範囲を超えるものであり違法である。

なお、この点については、被告から求釈明の回答を得た後、主張を補充する予定である。

第3 その他

本訴訟においては、仙台P Sのばい煙による個々の原告への直接の健康被害については主張しない。

以 上